

保護者各位

北谷町長 野国 昌春  
( 公 印 省 略 )

「沖縄県緊急事態宣言」延長に伴う認可保育施設における登園自粛要請期間の延長について（通知）

平素より、保育行政に格別のご理解・ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

みだしの件について、本町では沖縄県緊急事態宣言延長をうけ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため登園自粛要請期間を延長することとしました。

感染の予防に留意し、認可保育施設は原則開所しておりますが、「育児休業」「産前・産後」「求職活動中」「お仕事がお休みの方」等、家庭でお子様を見ることが可能な家庭は、特段の事情がない限り、登園を自粛していただきますようお願い申し上げます。

なお、保護者の就労等により、真に認可保育施設の利用が必要な方は引き続きご利用いただけます。やむを得ず、利用される場合においても、早めのお迎え等最低限のご利用に御協力をお願いします。

皆さまには大変なご不便をおかけしますが、お子様、保護者様、保育施設で勤務する職員の健康を守るため、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 登園自粛要請期間

令和2年8月3日（月）～令和2年8月29日（土）【期間を延長しました。】

※ただし、上記は状況に応じ変更される場合があります。

2 登園自粛した場合の保育料等の取扱いについて

引き続き、欠席日数に応じて日割りによる減免措置を行います。

給食費については、各施設にお問合せください。

※今後、国や県、市町村の動向により、変更となる場合があります。

その際には、改めてホームページ等でお知らせします。

担当 子ども家庭課 保育所担当 (098) 936-1234 (内線 2321～2324)